

地防第3606号
22. 3. 29
一部改正 地防第14394号
22. 11. 19
地防第3863号
23. 3. 31
地防第5123号
24. 4. 13
地防第16241号
24. 12. 17
防地防第5185号
25. 4. 9
防地防第21547号
28. 12. 28
防地防第8412号
31. 4. 26
防地防第20725号
令和2年12月28日
防地防第2765号
令和3年2月26日
防地地第11664号
令和3年7月1日
防地地第5397号
令和4年3月28日
防地地第11316号
令和4年6月10日

各地方防衛局長
東海防衛支局長 殿

地方協力局長

防衛施設周辺における住宅防音事業及び空気調和機器稼働
事業の実施について（通知）

標記について、防衛施設周辺における住宅防音事業及び空気調和機器稼働事業に関する補助金交付要綱（平成22年防衛省訓令第10号）第26条の規定に基づき、別添のとおり定めたので通知する。

なお、住宅防音工事の助成について（施本第895号（CFS）。56.4.1）、住宅防音工事助成細部処理要領について（施本施第518号。63.7.5）、住宅防音工事の実施細目について（施本施第448号。19.8.30）及び住宅防音事業事務処理要領について（地防第3890号。20.3.28）は、廃止する。

また、住宅防音工事の助成についてに規定する新規防音工事で、平成21年度以前に補助金等交付申請書の提出があったものについては、なお従前の例による。

添付書類：防衛施設周辺における住宅防音事業及び空気調和機器稼働事業の実施について

防衛施設周辺における住宅防音事業及び空気調和機器稼働事業の実施について

1 趣旨

防衛施設周辺における住宅防音事業及び空気調和機器稼働事業に関する補助金交付要綱（平成22年防衛省訓令第10号。以下「交付要綱」という。）第26条の規定に基づき、防衛施設周辺における住宅防音事業及び空気調和機器稼働事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

2 住宅防音工事の実施基準

交付要綱第2条第1号に規定する防音工事及び同条第2号に規定する機能復旧工事の実施基準は、別紙第1のとおりとする。

3 同等障害区域の設定

交付要綱第2条第6号に規定する第一種区域以外の区域であって第一種区域と同等の障害があると認められる区域（以下「同等障害区域」という。）は、第一種区域から除外された防衛施設の区域について、当該第一種区域の指定後、防衛施設の区域でなくなった場合その他の場合に定めるものとする。

また、同等障害区域の設定方法は、別紙第2のとおりとする。

4 住宅防音工事に係る工事費及び設計監理費の算定等

交付要綱第4条に規定する工事費及び設計監理費の算定等に係る取扱いについては、別紙第3の定めるところにより行うものとする。

5 住宅防音事業に関する事務処理及び個人情報の取扱い

交付要綱を実施するために必要な事務処理及び個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の適正な取扱いについては、別紙第4の定めるところにより行うものとする。

6 その他

地方防衛局長（東海防衛支局長を含む。以下同じ。）は、1から5までの規定により難しい場合は、地方協力局長と協議するものとする。

住宅防音工事の実施基準

1 防音工事

防音工事の対象は、原則として住宅の居室とし、居室内におけるL d e n値が47以下（W E C P N L値が60以下）となるように、次に掲げる工事の区分に応じ、それぞれ次に定める基準により行うものとする。

(1) 一挙防音工事

ア 防音工事を実施していない住宅を対象とする。

イ 世帯人員（原則として、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項の規定に基づき作成される住民基本台帳に登載された世帯を構成する者の数をいう。以下同じ。）に応じ、付表第1に掲げる居室数以内の居室に対して実施する。

(2) 追加防音工事

ア 従前の新規防音工事（防音工事を実施していない住宅を対象とする防音工事で、補助の対象とする住宅の世帯人員にかかわらず、2居室以内の居室に対して実施するものをいう。）のみを実施した住宅を対象とする。

イ 世帯人員に応じ、付表第1に掲げる居室数から、新規防音工事を実施した居室数を減じた居室数以内の居室に対して実施する。

(3) 防音区画改善工事

ア 付表第2に掲げる住宅を対象とする。

イ 専用調理室（台所）、区画された玄関、廊下、浴室その他の居室以外の区画と居室を一つの区画とし、その外郭について実施する。

ウ 防音工事を実施していない住宅にあつては、世帯人員に応じ、付表第1に掲げる居室数以内の居室を対象として実施する。

エ 防音工事を実施した住宅にあつては、世帯人員に応じ、付表第1に掲げる居室数から防音工事を実施した居室数を減じた居室数以内の居室を対象として実施する。

オ 一挙防音工事又は追加防音工事を実施した住宅については、原則として各工事の完了の日から起算して10年以上経過した住宅に対して実施する。

カ 防音工事の対象となる住宅が付表第2のバリアフリー対応住宅又はフレックス対応住宅に建て替えられる場合は、当該住宅の建て替え後の設計に基づいて、同表の規定を適用する。

(4) 外郭防音工事

ア L d e n値が70以上（W E C P N L値が85以上）の区域に所在する住宅（一挙防音工事、追加防音工事又は防音区画改善工事を実施した住宅にあっては、原則として、これらの防音工事の完了の日から起算して10年以上経過したものに限る。）を対象とする。ただし、防音工事を実施していない居室がない住宅（集合住宅の場合は住戸）にあっては、原則として、防音建具機能復旧工事と併せて実施する場合に限る。

イ L d e n値が62以上70未満（W E C P N L値が75以上85未満）の区域に所在する鉄筋コンクリート造系（鉄筋コンクリート造及び補強コンクリートブロック造をいう。以下同じ。）の集合住宅であって防音工事を実施していない住戸があるものを対象とする。

ウ L d e n値が62以上70未満（W E C P N L値が75以上85未満）の区域に所在し、原則として防音区画改善工事又は外郭防音工事を実施した住戸がある鉄筋コンクリート造系の集合住宅（一団の土地に所在し管理者が同一であるものを含む。）であって防音工事（防音区画改善工事及び外郭防音工事を除く。）を実施済みの住戸（一挙防音工事又は追加防音工事を実施した住戸にあっては、原則として、これらの防音工事の完了の日から起算して10年以上経過したものに限る。）を対象とする。ただし、玄関建具が単板プレストアのように芯材を使用していない場合に限る。

エ 外郭防音工事は、世帯人員にかかわらず、原則として、家屋全体を一つの区画とし、その外郭について実施する。

2 機能復旧工事

機能復旧工事は、次に掲げる工事の区分に応じ、それぞれ次に定める基準により行うものとする。

(1) 空気調和機器機能復旧工事

ア 防音工事により設置され、防音工事の完了の日から起算して10年以上が経過し、現にその機能の全部又は一部を保持していない空気調和機器に対して実施する。

イ 防音工事により設置した空気調和機器に替えて、補助事業者等自らの負担で設置した空気調和機器は、当該防音工事により設置されたものとみなす。

ウ 防音工事を実施した居室に設置した空気調和機器（暖房機、冷暖房機及び冷房機に限る。）を、新たに防音工事を実施する居室に移設した場合、当該機器は、最初の防音工事により設置したものとみなす。

エ 新たに防音工事を実施する居室に空気調和機器（冷暖房機及び冷房機に限る。）の屋内機を設置する際、防音工事により設置した空気調和機器の屋外機と接続して使用できるようにした場合、当該屋内機は、最初の防音工事により設置したものとみなす。

(2) 防音建具機能復旧工事

ア 防音工事により外部開口部に設置され、防音工事の完了の日から起算して10年以上が経過し、現にその機能の全部又は一部を保持していない防音建具に対して実施する。

イ 防音工事により設置した防音建具に替えて、補助事業者等自らの負担で設置した防音建具は、当該防音工事により設置されたものとみなす。

3 住宅防音工事の実施等

(1) 住宅防音工事の実施に当たっては、防音工事及び機能復旧工事のうち、初めて防音工事を実施する住宅に配慮しつつ防音工事の促進に努めるとともに、平成17年度以降に第一種区域の見直しにより第一種区域を追加指定した区域における防音工事及び防衛施設周辺告示後住宅防音事業の防音工事については、その促進に特に努めるものとする。

(2) 住宅防音工事は、工事希望者から提出された住宅防音工事希望届（以下「希望届」という。）を防音工事及び機能復旧工事の各工事区分で整理し、原則として希望届の受付順に実施するものとする。

ただし、次のいずれかに該当する住宅は、優先的に実施するものとする。

ア L d e n値が66以上（W E C P N L値が80以上）の区域に所在する住宅

イ 高齢者、乳幼児、障害者の居住する住宅

(3) 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号）第5条に規定する移転の補償等を希望する者の住宅については、住宅防音工事の対象としない。

付表第 1

一挙防音工事又は追加防音工事		防音区画改善工事	
世帯人員	居室数	世帯人員	居室数
1 人	2 居室	4 人以下	5 居室
2 人	3 居室		
3 人	4 居室	5 人以上	世帯人員に 1 を加えた居室
4 人以上	5 居室		

付表第 2

住 宅	内 容
バリアフリー 対 応 住 宅	住宅内の段差等の障害を取り除いたり、又は廊下等に手すり等の補助器具を設置するなど、障害者や高齢者等の生活等に配慮された様式の住宅
フレックス 対 応 住 宅	浴室、便所、専用調理室（台所）等の設備のある部分を除いた居室部分が、可動式の間仕切りにより区画され、家族構成又は生活様式の変化に伴って必要とする部屋が自由に変更される様式の住宅
そ の 他 の 対 象 住 宅	次に掲げる者が居住する住宅 ア 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 4 条に規定する身体障害者（同法別表第 2 号の 1 から 3 までに掲げる聴覚障害又は同表第 3 号に掲げる音声機能、言語機能若しくはそしゃく機能の障害を有する者を除く。） イ 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 7 条第 3 項に規定する要介護者 ウ 介護保険法第 7 条第 4 項に規定する要支援者 エ その者の生活上車椅子等を要する旨の医師、民生委員又は福祉事務所の長による証明がある者その他車椅子等による生活を余儀なくされていることが明らかである者

同等障害区域の設定手続

- 1 同等障害区域の外郭線は、第一種区域として指定した区域を除き、その指定区域に係る騒音コンターと重なる住宅の所在状況を勘案して、当該コンターに沿って引くものとする。ただし、当該コンターに沿って、街区、道路、河川等が所在する場合には、これらに即して最小限の修正を行うことができる。
- 2 地方防衛局長は、同等障害区域の設定案（以下「設定案」という。）として、付紙様式第1による詳細図及び市町村別の区分図並びに全体図（第一種区域を含む。）を作成するものとする。
- 3 地方防衛局長は、2により作成した設定案について、地方協力局地域社会協力総括課長と調整を行った後、関係市町村に当該市町村に係る区分図を提示の上、説明を行うものとする。
- 4 地方防衛局長は、3による関係市町村への説明後、設定案を防衛大臣に提出するものとする。この場合において、地方防衛局長は、その意見を付するものとする。
- 5 地方防衛局長は、同等障害区域の図面を、地方防衛局又は地方防衛事務所に備え置いて、縦覧に供するものとする。

〇〇飛行場周辺に係る同等障害区域図

方 位
(適当な位置)

(区分図の場合は、
(〇〇町関係) と
付記する。)

防 衛 施 設
(なるべく中央に
位置すること)

凡 例	
防衛施設	<input type="checkbox"/>
第一種区域 ．．．．指定	<input type="checkbox"/>
同等障害区域 平．．．．	<input type="checkbox"/>

- 注： 1 全体図に使用する地形図は、原則として国土地理院発行の地形図（縮尺1/25,000）とする。
2 区分図に使用する地形図は、原則として当該市町村が作成した地形図（縮尺1/10,000）とする。
3 原則として、A 3 サイズとする。

住宅防音工事に係る工事費及び設計監理費の算定等

1 地方防衛局長は、補助事業者等が機能復旧工事において、防音工事により設置した空気調和機器及び防音建具を設置する位置又は居室の変更（防音工事を実施した居室への変更に限る。）を行う場合は、補助事業者等に当該変更によって生じる工事費の差額を算定させ、その差額を補助事業者等に負担させるものとする。

2 同一建築士事務所が同一設計を繰り返し行う場合における設計監理費の額は、次の式により算定する。

$$A \left\{ 0.5 \left(1 + \frac{1}{2} + \frac{1}{3} + \dots + \frac{1}{N} \right) + 0.5N \right\}$$

※ この算式において、A及びNの意義は、それぞれ次のとおりとする。

A 1件当たりの防音工事又は機能復旧工事を実施した場合の設計監理費

N 同一建築士事務所が同一設計を実施する件数

3 機能復旧工事に係る設計監理費は、工事の規模、内容等により特に必要と認められる場合に限り、補助金の交付の対象とする。

4 地方防衛局長は、機能復旧工事に係る補助金交付申請書に添付する設計図書その他の添付資料について、標準図その他の参考資料を作成し、適宜、補助事業者等に交付するものとする。

住宅防音事業に関する事務処理及び個人情報の取扱い

1 説明会の開催

- (1) 地方防衛局長は、住宅防音事業の円滑な処理を図るため、必要に応じ、住宅防音工事を行う住宅の所有者又は当該住宅に関する所有権以外の権利を有する者等（以下「所有者等」という。）に対し説明会を開催するものとする。
- (2) 地方防衛局長は、説明会を開催するときは、その日時、場所等を定め、所有者等に周知するものとする。
- (3) 地方防衛局長は、説明会において、次に掲げる事項について平易に説明するものとする。

ア 住宅防音工事の概要

イ 住宅防音事業に係る補助金（以下「住宅防音事業補助金」という。）の交付の申請等の手続（以下「交付申請等手続」という。）

ウ 建築士事務所及び工事施工者の選定

エ 住宅防音事業に係る事務手続等に関する業務の委託

2 住宅防音工事希望届の取扱い

- (1) 住宅防音工事希望届の受付及び住宅防音工事希望者名簿の作成

地方防衛局長は、工事希望者から提出された住宅防音工事希望届について、内容を審査し、受け付けた場合は、受付年月日を適宜の方法で付した上、受付順に管理するとともに受け付けた住宅防音工事希望届を整理し、付紙様式第 2 による住宅防音工事希望者名簿を作成するものとする。

なお、住宅防音工事希望届について、内容を審査し、受け付けない場合は、住宅防音工事希望届を返却又は廃棄するものとする。

- (2) 工事希望者等に対する通知

地方防衛局長は、工事希望者から提出された住宅防音工事希望届を受け付けた場合は、工事希望者に対して、住宅防音工事希望届を受け付けた年月日等について、通知するものとする。また、住宅防音工事希望届を受け付けない場合は、住宅防音工事希望届を提出した者に対して、その理由等を通知するものとする。

3 交付申込書の審査等

- (1) 地方防衛局長は、工事希望者から交付申込書の提出を受け、現地調査を行う場合

に、次に掲げる事項を確認するものとする。

ア 生活実態及び居住状況（居住人員及び交付申込書の提出前3月以内に転入している者がいる場合はその理由（特に1月以内に転入している者がいる場合は、特段の事情））

イ 防音工事を行う住宅に現に居住している者（住宅の建て替えに併せて防音工事を行う場合にあっては、当該建て替え後の住宅に居住することとなる者）の転居予定

ウ 売却等の予定

エ 防音工事の実績

オ その他必要な事項

(2) 地方防衛局長は、審査の結果、住宅防音事業補助金の交付の対象として認められない場合には、付紙様式第3によりその理由等を工事希望者に通知するものとする。

4 補助事業者等への周知

地方防衛局長は、住宅防音事業及び空気調和機器稼働事業（以下「住宅防音事業等」という。）の交付の決定等に当たっては、より一層の公正かつ厳格な執行を確保するとの観点から、補助事業者等に対し、偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けた場合には補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第17条の規定による交付決定の取消、適正化法第18条の規定による補助金等の返還等の措置が講じられることとなる旨を周知徹底するものとする。

5 安全確保の措置

(1) 地方防衛局長は、住宅防音事業等の実施により取得した個人情報について、漏えい、滅失又はき損の防止その他の適正な管理のための必要な措置を講じなければならない。

(2) 地方防衛局長は、住宅防音事業の実施に係る業務の一部を他人に委託する場合には、当該業務の一部を受託した者に対し、提供に係る個人情報について、漏えい、滅失又はき損の防止その他の適正な管理のための必要な措置を講ずることを求めなければならない。

6 従事者の義務

(1) 住宅防音事業等の実施により取得した個人情報の取扱いに従事する職員又は職員であった者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、

又は不当な目的に利用してはならない。

- (2) 地方防衛局長は、住宅防音事業の実施に係る業務の一部を他人に委託する場合には、受託業務に従事している者若しくは従事していた者がその業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用しないことを求めなければならない。

7 利用及び提供の制限

- (1) 地方防衛局長は、住宅防音事業等の実施により取得した個人情報について、利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。
- (2) 地方防衛局長は、住宅防音事業の実施に係る業務の一部を他人に委託する場合には、提供に係る個人情報について、利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付さなければならない。

住宅防音工事希望者名簿（〇〇防音工事）

	受付日	(フリガナ) 希望者の氏名	希望者の住所 (希望者の住所と住宅防音工事を実施する住宅の所在地が異なる場合には、その住宅の所在地)	連絡先(電話番号)
1	R . .	()	〒 (〒)	()
2	R . .	()	〒 (〒)	()
3	R . .	()	〒 (〒)	()
4	R . .	()	〒 (〒)	()
5	R . .	()	〒 (〒)	()
6	R . .	()	〒 (〒)	()
7	R . .	()	〒 (〒)	()
8	R . .	()	〒 (〒)	()
9	R . .	()	〒 (〒)	()

文 書 番 号
令和 年 月 日

殿

防 衛 局 長
東 海 防 衛 支 局 長

交 付 申 込 書 の 審 査 結 果 等 に つ い て （ 通 知 ）

令和 年 月 日 付 け を も っ て 提 出 の あ っ た 住 宅 防 音 事 業 補 助 金 の 交 付 の 申 込 み に つ い て 審 査 し た 結 果 、 下 記 1 の 理 由 に よ り 、 補 助 金 の 交 付 の 対 象 と し て 認 め ら れ な い の で 、 通 知 し ま す 。

な お 、 補 助 金 の 交 付 を 改 め て 希 望 す る 場 合 は 、 下 記 2 の 改 善 措 置 を 講 じ た 上 で 、 補 助 金 の 交 付 の 申 込 み を 行 う 必 要 が あ る の で 、 下 記 3 に 連 絡 し て く だ さ い 。

ま た 、 御 不 明 な 点 が あ り ま し た ら 、 下 記 3 に お 問 い 合 わ せ く だ さ い 。

記

- 1 理 由 :
- 2 改 善 措 置 の 内 容 :
- 3 問 合 せ 先 :